

総務常任委員会次第

令和元年9月20日（金）午前10時

於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、消防局関係

① 付託された議案の審査

議案（7件）

議案第20号 明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例を廃止する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 藤原 職員担当課長

議案第21号 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定のこと

議案第22号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 河野 給与・厚生担当課長

議案第24号 明石市市税条例等の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 中村 税制課長

議案第27号 明石市消防団条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 八坂 消防団担当課長

議案第28号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第2号）〔分割付託分〕
…………… 箕作 財務部長兼財務室長

※ 資料参照 …………… 後藤 情報管理課長

議案第46号 調停の申立てのこと

※ 資料参照 …………… 柳澤 コンプライアンス・訟務担当課長

② その他

----- (理事者入れ替え) -----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 報告事項（6件）

ア あかし市民広場の次期指定管理者の選定について

※ 資料参照 …………… 藤田 シティセールス課長

イ 大蔵海岸西駐車場の活用に向けた事業者の公募について

※ 資料参照 …………… 西山 重点施策担当課長

ウ 次期総合計画の策定に向けた取組及びまちづくり市民意識調査の結果について

※ 資料参照 …………… 武田 計画担当課長

エ (仮称) 障害者・高齢者・乳幼児等の読書環境の整備に関する条例(読書バリアフリー条例)の検討について

※ 資料参照 …………… 藤原 次長(本のまち担当)兼本のまち担当課長

オ 「駅を中心としたまちづくり」について

※ 資料参照 …………… 藤田 都市ビジョン担当課長

カ 市制施行100周年記念事業の実施状況について

※ 資料参照 …………… 西川 市制施行100周年記念事業推進室課長

② その他

3 閉 会

以 上

議案第20号関連資料

明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と 社会参加を促進する条例を廃止する条例(案)の概要

1 廃止理由

成年被後見人又は被保佐人(成年被後見人等)は、地方公務員の欠格条項を定める、地方公務員法第16条において、条例で定める場合を除き、職員として採用することができず、また、職員が成年被後見人等に該当した場合は、当然に失職するとされてきました。

このため、本市では、2016年3月に、障害者の自立と社会参加のさらなる促進を図るため、「明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例」を制定し、職員として採用することができること、及び、自動的に失職しないものとしているところです。

このような中、このたび、国において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法第16条の「欠格条項」から成年被後見人等が削除されることに伴い、本条例を廃止するものです。

2 関係法令

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(2019年12月14日施行)

3 施行期日(廃止日)

2019年(令和元年)12月14日

総務常任委員会資料
2019年(令和元年)9月20日
総務局職員室

議案第21号及び第22号関連資料
 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例(案)及び
 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、2020年4月1日から新たに任用する会計年度任用職員の給与等を定めるため、条例を新規制定するとともに、関係する条例等について所要の整備を図ろうとするものです。

【法改正の背景】

地方公務員の臨時・非常勤職員については、これまで、統一的な任用方法及び勤務条件が定められていなかったため、国はこのたび、正規労働者と非正規労働者の待遇格差の是正を含む働き方改革の取り組みと合わせ、臨時・非常勤職員の任用根拠及び勤務条件に関する規定を整備しました。

法改正に伴い、正規職員の取り扱いに準じ、地域手当や期末手当等の支給を可能とする会計年度任用職員制度が新たに導入されることとなります。

2 会計年度任用職員制度等の内容

(1) 定義

年度を超えない範囲内で置かれる非常勤職員(年度単位で再度の任用は可)をいい、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同じであるフルタイム会計年度任用職員と、常勤職員と比べて短いパートタイム会計年度任用職員の2つの類型に区分されます。

(2) 処遇

① フルタイム会計年度任用職員

本市においては、現行の臨時的任用職員の給与水準を基本とします。

また、雇用期間が6か月を超える者に退職手当を新たに支給することとなります。

(雇用期間1会計年度あたり、本市正規職員の取り扱いに準じ、平均約15万円を支給)

② パートタイム会計年度任用職員

同種業務のフルタイム会計年度任用職員の給料を基礎に、勤務時間に応じて決定します。

	フルタイム		パートタイム	
	現行(臨時的任用職員)	会計年度任用職員	現行(臨時的任用職員)	会計年度任用職員
基本給	賃金	給料	賃金	報酬
昇給	あり	同左	なし	同左
地域手当	なし	あり	なし	あり
ボーナス	あり	同左	あり(一部職種)	同左
退職手当	なし	あり	なし	同左
社会保険	協会けんぽ	2年目から共済組合	協会けんぽ(一部職種)	同左

(3) 移行対象の職(2019年9月1日時点)

① フルタイム会計年度任用職員

保育士149人・幼稚園教諭57人・用務員58人・調理員12人等 計333人

② パートタイム会計年度任用職員

コミセン事務職員156人・介助員158人・パート保育士72人等 計792人

(4) その他

フルタイム会計年度任用職員のうち保育士及び幼稚園教諭については、必要な人材を確保するため、年収を約30万円引き上げます。

【1会計年度あたりのモデル年収（保育士及び幼稚園教諭）】

単位：円

区 分	給料月額	地域手当	例月合計	ボーナス	年 収	退職手当	合 計
現 行	187,200	0	187,200	615,888	2,862,288	0	2,862,288
改正後	195,400	11,724	207,124	681,438	3,166,926	163,549	3,330,475
増 減	+8,200	+11,724	+19,924	+65,550	+304,638	+163,549	+468,187

3 制定する条例等

(1) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例

フルタイム会計年度任用職員について、適用する給料表、期末手当の支給及び給与条例の適用除外（昇格など）に関する事項などを規定し、パートタイム会計年度任用職員について、報酬、期末手当及び費用弁償（交通費）の支給に関する事項などを規定します。

(2) 明石市職員の給与に関する条例等の一部改正

① 改正する条例

- ア 明石市職員の給与に関する条例
- イ 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- ウ 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- エ 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- オ 明石市職員の分限及び懲戒に関する条例
- カ 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例
- キ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される明石市職員の処遇等に関する条例
- ク 明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ケ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- コ 明石市職員退職手当条例

② 改正内容

- i 明石市職員退職手当条例について、フルタイム会計年度任用職員への退職手当の支給を規定します。
- ii 会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備を行います。
- iii 公益的法人等への明石市職員の派遣等に関する条例について、派遣職員への給与を市が全額負担できる旨の規定整備を行います。
- iv 職員の欠格条項の見直しに係る地方公務員法の一部改正に伴う規定整備を行います。

4 制度導入に伴う所要額

会計年度任用職員制度への移行に伴い、フルタイム会計年度任用職員について、退職手当の支給及び共済組合への事業主負担金の支払い（2年目以降）が必要となることや、保育教育職の年収の引き上げなどの処遇改善を行うため、次の費用が新たに発生することになります。

項 目	1年目(2020年度)	2年目以降
退職手当の支給	+0.5億円	+0.5億円
共済組合への事業主負担金	—	+0.7億円
保育教育職などの処遇改善	+0.8億円	+0.7億円
合 計	+1.3億円	+1.9億円

5 施行期日

2020年（令和2年）4月1日から施行します。

ただし、3(2)②ivの改正については、2019年（令和元年）12月14日から施行します。

総務常任委員会資料
2019年（令和元年）9月20日
総務局税務室税制課

令和元年度市税条例等改正(案)の概要

改正(案)事項				
◎改正目的				
平成31年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の創設及び法人市民税の税率引下げに係る規定の整備等を行うほか、所要の措置を講ずるため、条例等の一部を改正しようとするものである。				
◎改正内容				
(1)軽自動車税に係る環境性能割の創設				
平成31年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部改正に伴い、2019年10月1日から県が徴収している自動車取得税に代わって軽自動車税の環境性能割を創設する。軽自動車税の環境性能割は、軽自動車（中古自動車等を含む）の購入時に当該軽自動車の環境性能に応じて次の通り課税されるものであり、当分の間、県が賦課徴収し市に交付する。				
	2020年9月30日までの 取得分		2020年10月1日からの 取得分	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等	非課税		非課税	
2020年度燃費基準+10%達成車				
2020年度燃費基準達成車	非課税	0.5%	<u>1%</u>	0.5%
2015年度燃費基準+10%達成車	<u>1%</u>	1%	<u>2%</u>	1%
上記以外		2%		2%
また、環境性能割の創設に伴い、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更するとともに、当該税目に係るグリーン化特例についても、下記の通り見直しを行う。				
	2021年度課税分まで		2022年度及び 2023年度の課税分	
電気自動車等	75%軽減		75%軽減	
2020年度燃費基準+30%達成車	<u>50%軽減</u>		<u>軽減なし</u>	
2020年度燃費基準+10%達成車	<u>25%軽減</u>			

(2)法人市民税の税率引下げ

平成 31 年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部改正に伴い、2019 年 10 月 1 日から法人市民税法人税割の税率を次の通り引き下げる改正を行う。なお、税率の引下げによる市税減収分については、交付税等により補填される。

	変更前		変更後
中小企業に係る税率	9.7%	→	6.0%
その他の企業に係る税率	12.1%	→	8.4%

(3)地方税法等の改正に伴う規定の整備

○ひとり親世帯に係る税制上の措置

ひとり親世帯に係る税負担を軽減するため、当該世帯に対する非課税措置を新設するほか、所要の規定の整備を図る。

○個人市民税に係る住宅ローン控除の拡充

住宅購入時の負担を軽減する観点から、個人市民税に係る現行の住宅ローン控除を時限的に拡充する。(2019 年 10 月～2020 年 12 月取得分について適用期間が 3 年間延長)

○非常時における大規模法人の電子申告に係る規定の整備

大規模法人の電子申告が 2020 年 4 月 1 日から義務化されることに伴い、通信回線故障時又は災害時等における対応に係る規定の整備を図る。

(4)その他地方税法の改正に伴う条項移動及び改元に係る規定の整備

◎施行期日

2019 年 10 月 1 日施行

ただし、ひとり親世帯に係る税制上の措置に係る改正については、2021 年 1 月 1 日施行

以 上

議案第27号関連資料

明石市消防団条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の理由

令和元年6月7日に成立した成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 成年被後見人等に係る欠格条項の廃止

明石市消防団条例第4条に規定する消防団員の欠格条項のうち、第1項第1号の成年被後見人又は被保佐人を削除します。

(2) その他規定の整備

同条に規定する文言の整理

3 施行期日

公布の日

4 その他

全国的に同様の改正が行われる予定です。

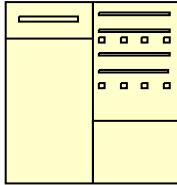
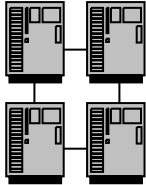
議案第28号関連資料

次期情報システムの構築運用業務委託について

1 概要

現在、本市における情報システムの運用については、2010年度（平成22年度）に情報システム再構築・運用業務委託契約を締結し、ホストコンピュータ（汎用機）及びパッケージシステムを使用し、住民記録・税・介護保険など約50の業務運用を行っています。

当該委託契約は2021年度（令和3年度）で終了するため、2022年度（令和4年度）以降に使用する情報システムについて、2019年（令和元年）10月から順次公募型プロポーザル方式で業者選定作業を予定しており、今回、予算計上しようとするものです。

ホストコンピュータ	パッケージシステム
<p>独自の仕様による専用の大型のコンピュータと、ソフトウェアで構成されている。</p> 	<p>業務ごとに標準的なコンピュータ、標準的なソフトウェアを組み合わせ構成する。</p> 

2 次期情報システムの方向性

(1) 基本的な考え方

① 次期情報システムでは、以下の理由により現行のホストコンピュータからパッケージシステムへ移行することを検討しています。

- ・近年のパッケージシステムは、ホストコンピュータと同程度の安定稼働を行うことができるようになっていること。
- ・法改正等のシステム変更は事業者が一括して対応するため、ホストコンピュータと比べ運用コストが安価になること。
- ・中核市規模においても、大半の市がパッケージシステムを導入し、安定的に業務運用が行われていること。
- ・導入実績が複数ある情報システムは精度がより向上される等が期待され、市民サービスの向上につながると考えられること。

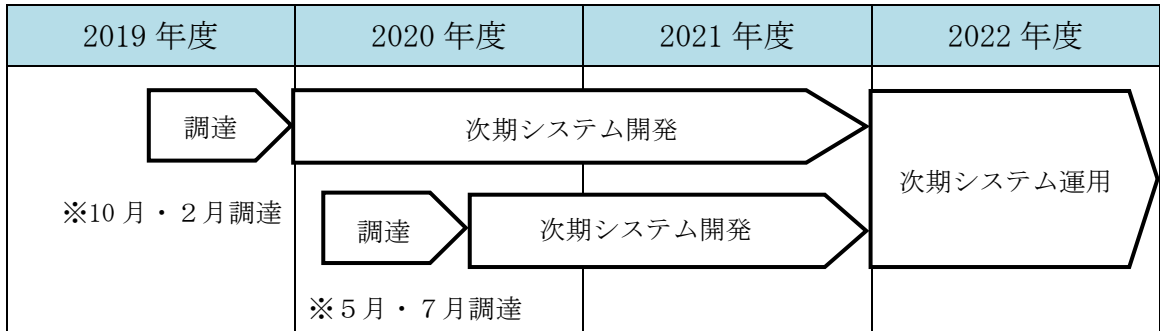
② パッケージシステムへ移行することにより、以下3点の効果があると考えています。

- ・事業継続及び情報の安全性の確保
- ・競争性、透明性及び公平性の担保
- ・さらなる経費削減

また、事務の効率化に向けて、業務の自動化・省力化につながる技術である AI（人工知能）や RPA（ソフトウェア・ロボットによる入力作業の自動化）等の導入に際しても、現行のシステムに比べて対応しやすい環境になります。

※AI や RPA 等については、今回の調達対象外です。

3 全体スケジュール



4 調達方法

経費の削減を図るため、対象業務を一括して調達し、一つの事業者が発注するのではなく、以下に掲げる単位ごとに調達し、システム構築を行う予定です。

また、調達は公募型プロポーザル方式で行うことで、透明性、公平性を図ります。

(1) 調達する単位

調達時期	調達単位	含まれるシステム
2019年10月	共通管理系システム	クラウド環境利用機器、データ連携、セキュリティ管理、その他業務機能 など
2020年2月	住記系システム	住民記録、国民年金、選挙事務 など
	税系システム①	個人市県民税、軽自動車税、市税収納 など
2020年5月	保険福祉系システム①	介護保険
	税系システム②	固定資産税 など
2020年7月	内部情報系システム	財務会計、庶務事務、グループウェア など
	保険福祉系システム②	保健事業、難病・精神保健
	保険福祉系システム③	高年福祉、医療助成、子ども子育て支援 など

※現行の情報システム再構築・運用業務委託の経費に含まれていない、「難病・精神保健業務」「あかし総合窓口における土日運用保守業務」等についても今回の調達に含めています。

※調達単位及びグループに含むシステムについては、今後、変更する可能性があります。

(2) 調達時期が異なる理由

調達については、まず、各業務システムが共通で利用するハード機器及びデータ連携機能、セキュリティ管理機能等情報システム全体の環境整備に係る調達を行います。次に、他業務システムへの影響が大きい住民記録システム、個人市県民税システムの調達を行ったうえで、システム構築期間等を勘案し、その他の業務システムの調達を行います。

これにより、情報システムの移行を安全・確実に行うことができます。

5 予算

(1) 予算要求

予算要求については、2022年度（令和4年度）からの使用開始に向けて、本年度9月補正及び次年度当初予算の2回に分けて要求します。

(2) 契約期間

2019年度（令和元年度）から2031年度（令和13年度）まで

(3) 予算額

4,944,500千円（総額、税込み）

・本年度9月補正要求分	：	3,608,000千円
・次年度当初予算要求分	：	1,336,500千円

【内訳】

（千円、税込み）

調達単位	本年度9月補正	次年度当初予算
共通管理系システム	1,595,000	—
住記系システム	693,000	—
税系システム①	990,000	—
保険福祉系システム①	330,000	—
税系システム②	—	385,000
内部情報系システム	—	440,000
保険福祉系システム②	—	137,500
保険福祉系システム③	—	374,000
合計	3,608,000	1,336,500
総合計		4,944,500
		(税抜き) 4,495,000

※現行の情報システム再構築・運用業務委託：4,571,000千円（総額、税抜き）

当該予算額については、全国のシステム事業者から情報提供依頼（RFI）を実施し、7社から概算費用見積の提供を受け、各社の見積内容を第三者の専門機関とともに調査・精査を行い、他都市の実績も踏まえたうえで、決定しています。

なお、調達を分けて行うことで複数の事業者が参入しやすくなり、競争性が生まれるため、契約金額は予算額より低減されると考えています。

(4) その他

次期情報システムに係る費用の支払いについては、導入作業費用も含めて、システム運用が始まる2022年（令和4年）4月から10年間の均等払いとする予定です。

【参考】支払いイメージ

（千円、税込み）

年度 区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
現行契約	500,029	500,029	—	—
次期契約	0	0	494,450	494,450

※次期情報システムに係る費用については、契約総額を予算総額とした場合の金額

1 調達単位ごとの費用内訳

調達単位ごとの内訳については、以下のとおりです。

(千円、税込み)

調達単位	予算額	初期費用	運用費用
共通管理系システム	1, 595, 000	957, 000	638, 000
住記系システム	693, 000	415, 800	277, 200
税系システム①	990, 000	495, 000	495, 000
保険福祉系システム①	330, 000	165, 000	165, 000
税系システム②	385, 000	192, 500	192, 500
内部情報系システム	440, 000	220, 000	220, 000
保険福祉系システム②	137, 500	75, 625	61, 875
保険福祉系システム③	374, 000	149, 600	224, 400
合計	4, 944, 500	2, 670, 525	2, 273, 975

(1) 「初期費用」については、以下の作業費用等が含まれています。

① 共通管理系システム

- ・各種導入作業

(データセンター、ハード機器、データ連携基盤、セキュリティ管理機能等)

- ・各種ソフトウェア費用 (データ連携、セキュリティ管理、二要素認証等)
- ・OSバージョンアップ等環境変更対応費用 など

② 共通管理系システム以外

- ・パッケージシステム導入作業 (カスタマイズ作業含む。)
- ・データ移行作業
- ・パッケージソフトウェア費用
- ・OSバージョンアップ等環境変更対応費用 など

(2) 「運用費用」については、以下の作業費用等が含まれています。

① 共通管理系システム

- ・データセンター利用料
- ・ネットワーク回線使用料
- ・ハードウェア保守費用
- ・ソフトウェア保守費用
- ・SEサポート費用
- ・常駐オペレータ費用 など

② 共通管理系システム以外

- ・パッケージソフトウェア保守費用 (制度改正対応等)
- ・SEサポート費用 など

2 業務システムのデータ件数

調達単位における主な業務システムのデータ件数については、以下のとおりです。

調達単位	業務システム	データ件数（消除者・閉鎖等含む）
住記系システム	住民記録	台帳登録者数：57万人
	住民登録外情報	登録者数：14万件
	国民年金	台帳登録者数：9万人
税系システム①	個人市県民税	台帳登録者数：30万人／年
	法人市民税	台帳登録件数：9千件
	軽自動車税	台帳登録台数：15万台
税系システム②	固定資産税	台帳登録筆数（土地）：21万筆 台帳登録棟数（家屋）：17万棟 台帳登録件数（償却）：36万件
保険福祉系システム①	介護保険	台帳登録者数：12万人
保険福祉系システム②	保健事業	台帳登録者数（母子）：3万人 台帳登録件数（予防接種）：20万件
保険福祉系システム③	医療助成	台帳登録者数（乳幼児）：4万人 台帳登録者数（ひとり親）：4万人
	子ども子育て支援	台帳登録者数：2万人

対象業務一覧

【別紙2】

グループ	1. 住記系システム	2. 税系システム	3. 保険福祉系システム
システム	住民記録 (市民課)	個人市県民税 (市民税課)	保健事業 (保健予防課、健康推進課、こども健康課)
	印鑑登録 (市民課)	法人市民税 (市民税課)	蓄犬管理 (あかし動物センター)
	住居表示 (市民課、都市総務課、区画整理課)	事業所税 (市民税課)	動物取扱業 (あかし動物センター)
	住民登録外情報 (情報管理課)	軽自動車税 (市民税課)	高年福祉 (高齢者総合支援室)
	選挙事務 (選挙管理委員会事務局)	税証明窓口 (市民税課)	医療助成 (長寿医療課、障害福祉課、児童福祉課)
	国民年金 (福祉総務課)	住民税課税支援業務 (市民税課)	介護保険 (高齢者総合支援室)
	学齢簿 (総務課 (教育))	固定資産税 (資産税課)	子ども子育て支援 (こども育成室)
	就学時健康診断 (学校教育課)	市税収納 (税制課)	難病・精神保健 (健康推進課)
	奨学金 (総務課 (教育))	市税滞納 (納税課)	介護予防 (地域共生社会室)
	住宅使用料 (住宅課)	農地管理 (農水産課、農業委員会事務局)	民生児童委員 (地域共生社会室)
	下水道受益者負担金 (下水道総務課)	水質管理 (環境保全課)	
	人口統計 (情報管理課、政策室、下水道整備課、総務課 (教育) など)	口座管理 (納税課)	
	アンケート (情報管理課)		
就学援助 (総務課 (教育))			

※ () は現在の業務所管課

対象業務一覧

【別紙2】

グループ	4. 内部情報系システム	5. 共通管理系システム	
システム	財務会計 (財務室、会計室、監査委員会事務局)	各種クラウド環境利用機器管理機能 (本庁ネットワーク)	障害福祉 (障害福祉課)
	人事・給与 (職員室、水道局、教育委員会事務局、消防局)	統合運用管理機能	児童手当・児童扶養手当 (児童福祉課)
	庶務事務 (職員室、水道局、教育委員会事務局、消防局)	データ連携基盤機能	生活保護 (生活福祉課)
	グループウェア (情報管理課)	統合データベース共通データ管理機能	後期高齢者医療 (長寿医療課)
	公用車予約 (財務室)	EUC・帳票作成機能	災害援護資金 (福祉総務課)
		文字管理機能	(その他業務機能) 消防団員管理 (総務課 (消防))
		共通印刷機能	消防住基世帯検索 (情報指令課)
		セキュリティ管理機能	世帯情報管理 (情報指令課)
		ログ管理機能	老人一人世帯管理 (水道局業務担当)
		個人番号利用系二要素認証機能	浄化槽管理 (環境保全課)
		個人番号利用系端末	母子等貸付 (児童福祉課)
		ファイル共有機能 (個人番号利用系、LGWAN系)	難病医療 (健康推進課)
		OAヘルプデスク	子育て支援 (子育て支援課)
		データ入力業務	新成人 (青少年教育課)
	公金収納業務	国民健康保険 (印刷・連携) (国民健康保険課)	

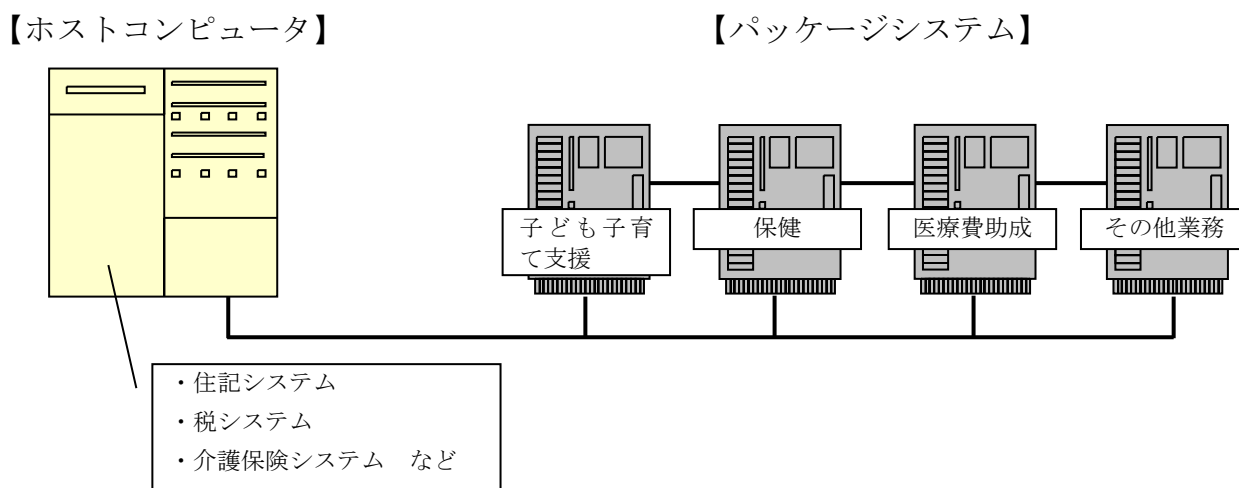
※ () は現在の業務所管課

情報システムの構成イメージ

1 現行の情報システムの構成

ホストコンピュータで、住記システム、税システム、介護保険システム等が一体的に稼働しています。

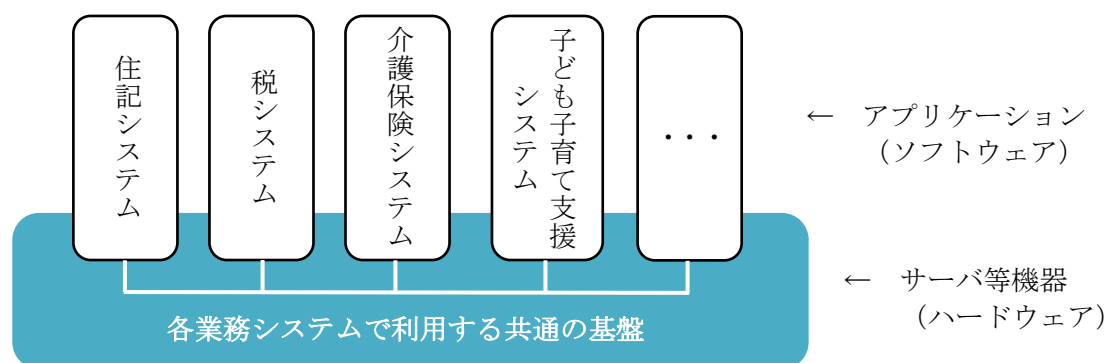
また、パッケージシステムで、子ども子育て支援、保健（予防接種、母子保健等）、医療費助成等が稼働しています。



2 次期情報システムの構成

次期情報システムでは、ホストコンピュータからパッケージシステムに移行します。

そのため、住記システム、税システム、介護保険システム等はそれぞれ独立したシステムとなります。



3 中核市のシステム状況

(2018年8月現在)

システム	住民基本台帳	税	介護保険	子ども子育て支援	保健
パッケージ	47市	47市	53市	51市	49市
独自開発	7市	7市	1市	2市	5市

※子ども子育て支援については、システム利用をしていない団体が1市あります。

議案第46号関連資料「調停の申立てのこと」

1 概要

本市が賃借している下記2記載の土地（以下、「本件土地」といいます。）について、賃貸人に対し、賃貸借期間の経過後も期間の定めのない賃借権を有していることの確認を求める調停を神戸簡易裁判所に申し立てることにつき、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

2 本件土地の表示（別紙図面参照）

明石市大久保町ゆりのき通2丁目1番のうち保育所用地と隣接する181.70㎡

3 調停の相手方

神鋼不動産株式会社

4 これまでの経緯

平成29年12月	J T跡地の取得
平成30年5月1日	土地賃貸借契約の締結
平成30年5月16日	J T跡地に係る公募型プロポーザル実施要項の公表
平成30年10月15日	プロポーザル方式による売却に係る優先交渉権者の決定
平成31年1月	相手方に対し、相手方土地の売却を打診
平成31年3月26日	土地賃貸借契約の期間延長に関する覚書締結
令和元年7月19日	令和2年3月末日までの賃料（8か月分）を振込払い

5 本市の考え方

本市は、相手方から本件土地を借り受けて歩道として整備し、市道大久保418号線から保育所施設への進入経路として使用しています。保育所用地および隣接する公共公益施設用地は、本件土地を含む相手方所有の土地（以下、「相手方土地」といいます。）の介在により市道大久保418号線に接道していません。市民の安心・安全の観点から、相手方土地を歩道とする必要性が高いと判断し、相手方に対し、相手方土地の売却を打診しましたが、双方の売買条件に大きな乖離があり、引き続き売買契約締結に向けた協議を行うことを目的として、当初の賃貸借期間満了前の平成31年3月26日、土地賃貸借契約の期間延長に関する覚書（以下、「本件覚書」といいます。）を締結しました。

その後も売買条件に関する協議を複数回重ねたものの隔たりを埋めることが困難な状況であり、協議が整うまでの間、本件土地をなお保育所施設への進入経路として使用する必要があることから、令和2年3月末日までの賃料（8か月分）を相手方に振り込む方法により支払い、令和元年7月31日経過後も引き続き本件土地を使用しています。

本件土地賃貸借契約及び本件覚書の趣旨に鑑み、本市が、相手方土地に係る売買契約を締結するまでの間、約400人の保育園児及びその保護者ら市民が安心・安全に保育所施設への進入経路として本件土地を使用できるよう、相手方に対し、期間の定めのない賃借権を有する旨を確認するものです。

【参考】

1 土地賃貸借契約の内容（平成30年5月1日締結）

(1) 使用目的

保育所施設の設置にかかる市道大久保418号線からの進入経路

(2) 賃貸借期間

平成30年5月1日から平成31年3月31日

(3) 貸付料

月額金44,000円

2 土地賃貸借契約期間延長に関する覚書の内容（平成31年3月26日締結）

(1) 確認事項

本市と相手方との間において、相互に確認した事項

- ① 本件土地を含む相手方土地を相手方が本市に譲渡する売買契約を締結すべく現在交渉中であること
- ② その条件について当初の賃貸借期間満了日までに妥結できない見込みが高く、本市が契約期間延長の申し入れをしたこと

(2) 延長期間

平成31年4月1日から令和元年7月31日

(3) 貸付料

月額金44,000円

(4) 売買交渉に関する規定

契約当事者間において、当初の賃貸借期間満了日（平成31年3月31日）までに成立させるべきであった相手方土地の売買交渉が想定よりも遅れていることから、賃貸借契約期間の延長を行い、早期に本件土地を含む相手方土地に関して売買契約を締結すべく、その条件について、誠意をもって交渉する。

あかし市民広場の次期指定管理者の選定について

1 取組方針

令和2年3月末に指定管理者の指定期間の満了を迎える「あかし市民広場」について、より効果的かつ効率的な施設の管理運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者を選定します。

(1) 対象施設

あかし市民広場

(2) 指定管理者候補者

一般財団法人明石コミュニティ創造協会

(3) 選定方法

非公募により選定します。

(理由)

あかし市民広場は平成28年12月の開設以来、一般社団法人明石観光協会が指定管理者としてそのノウハウを活用し、中心市街地の回遊性向上や賑わいの創出の面に努め、一定の成果を上げてきました。

また、市民交流や活動の場として、福祉団体やNPO団体など幅広い市民に活用していただくため、平成30年9月から料金体系の見直しを行ってきたところです。

市民広場の利用率は約80%と一定の水準は保っているものの、利用者の固定化、利用形態の偏り傾向が見られます。

施設のさらなる活性化には、賑わいづくりの手法を継承しながらも、市民がより利用しやすいよう工夫を加えるとともに、現在利用の少ない市民団体等への積極的なアプローチが必要であると考えます。

一般財団法人明石コミュニティ創造協会は、地縁団体を含む様々な市民団体等の事情に精通し、市民交流や活動への支援、連携の実績が豊富で、複合型交流拠点ウィズあかし（明石市生涯学習センター、あかし男女共同参画センター、あかし市民活動支援センター）において稼働率の向上、多分野に渡る関係団体との連携事業の実施など順調な管理運営を実現しています。さらに、インターネットによる施設予約システムを一早く導入しており、その広範囲な活用により市民の利便性の向上も考えられることから、新たな指定管理者として当該法人を選定しようとするものです。

(4) 指定期間

市民にとって利用しやすく、効果的な情報発信拠点となる施設であり続けるため、適時に施設のあり方や管理運営方法の見直しについて検討する機会を持てるよう、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に定める原則の5年ではなく、短期の3年とします。

(5) 利用料金制の採用

施設の利用促進により使用料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待でき、管理運営経費の縮減にも繋がることから、引き続き利用料金制を採用します。

2 選定スケジュール

時 期	内 容
令和元年 9 月	申請書提出依頼書及び仕様書の送付
令和元年 10 月	申請書類の受付、申請内容の確認
令和元年 11 月	指定管理者指定議案の提出（令和元年第 2 回定例会 12 月議会）
令和元年 12 月	指定議案の議決、指定の通知及び告示、公表
令和 2 年 1 月～ 3 月	基本協定の締結、年度協定の締結、事務引継ぎ
令和 2 年 4 月	次期指定管理者により管理運営業務の開始

大蔵海岸西駐車場の活用に向けた事業者の公募について

大蔵海岸地区においては、西駐車場の一部を民活施設用地に転用し、民間活力の導入による更なる賑わいづくりに向けて、取組を進めています。

ついでには、7月に実施した地区計画変更にかかる地域説明会でのご意見や、10月以降に実施する民間事業者公募の方針等について報告します。

1 対象地の概要

所在地	地目	面積(実測)
明石市大蔵海岸通2丁目5 (大蔵海岸西駐車場7,030㎡のうち東側部分)	雑種地	3,258.63㎡

※用途地域等：近隣商業地域、第4種高度地区、容積率200%、建ぺい率80%

2 地区計画の変更手続

現行の「駐車場ゾーン」から隣接する民活施設用地(B区画)と同じ「レクリエーションBゾーン」に変更するため、周辺自治会を対象とする説明会等を開催しました。

今後は、本年11月開催予定の明石市都市計画審議会での審議を経て、12月の告示をもって変更が完了する予定です。

《主なご意見》

(1)地域説明会【7月16日】

- ・駐車場の活用で地区の活性化につなげてほしい。
- ・地区周辺には飲食店やホームセンターが少ないので、誘致してほしい。
- ・景観を遮る高層建築物の設置や、治安面から24時間営業の店舗は避けてほしい。

(2)明石市都市計画審議会委員への事前説明【8月6日】

- ・意見なし

3 公募の方針等

(1)基本方針

- ◆地域住民の方々や大蔵海岸を訪れる人に、景観を楽しみながら、ゆったりと過ごせる場を提供するため、飲食店の誘致を行い、地区の魅力と賑わいの向上を図ります。
- ◆長期かつ安定的な収入を確保し、将来にわたる財務の健全化を目指します。

(2)予定価格(最低入札価格)

大蔵海岸の賑わいにつながる多くの提案をいただきたいこと、また、対象地には、下水道施設が埋設されており、一部に建築制限を設けること、不整形な土地であることを踏まえて、予定価格は、隣接するB区画より低額な1㎡あたり月額450円に設定する予定です。

【参考】他区画の月額賃料(A区画：400円/㎡、B区画：500円/㎡)

※A区画については、520円/㎡に増額する次期契約を締結済(R4年以降開始)

(3)公募に係る主な条件

- ①貸付は対象地すべて（3,258.63㎡）とし、部分的な貸付は行いません。
- ②誘致対象事業は原則として飲食業とします。ただし、共同提案等で複数の店舗を設置する場合、主たる店舗を飲食店とすれば、他店舗は飲食業以外も可能とします。
- ③契約は、借地借家法第23条第2項に定める「事業用定期借地権による土地の賃貸借」とし、貸付期間は10年以上とします。
- ④対象地に埋設されている下水道施設を適切に維持管理するため、対象地の一部において、建物等の建築を禁止します。（図面2参照）

(4)事業者の選定方法

価格面だけではなく、大蔵海岸の賑わいにつながるかどうかなど、事業内容を審査するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

◆主な評価ポイント（案）

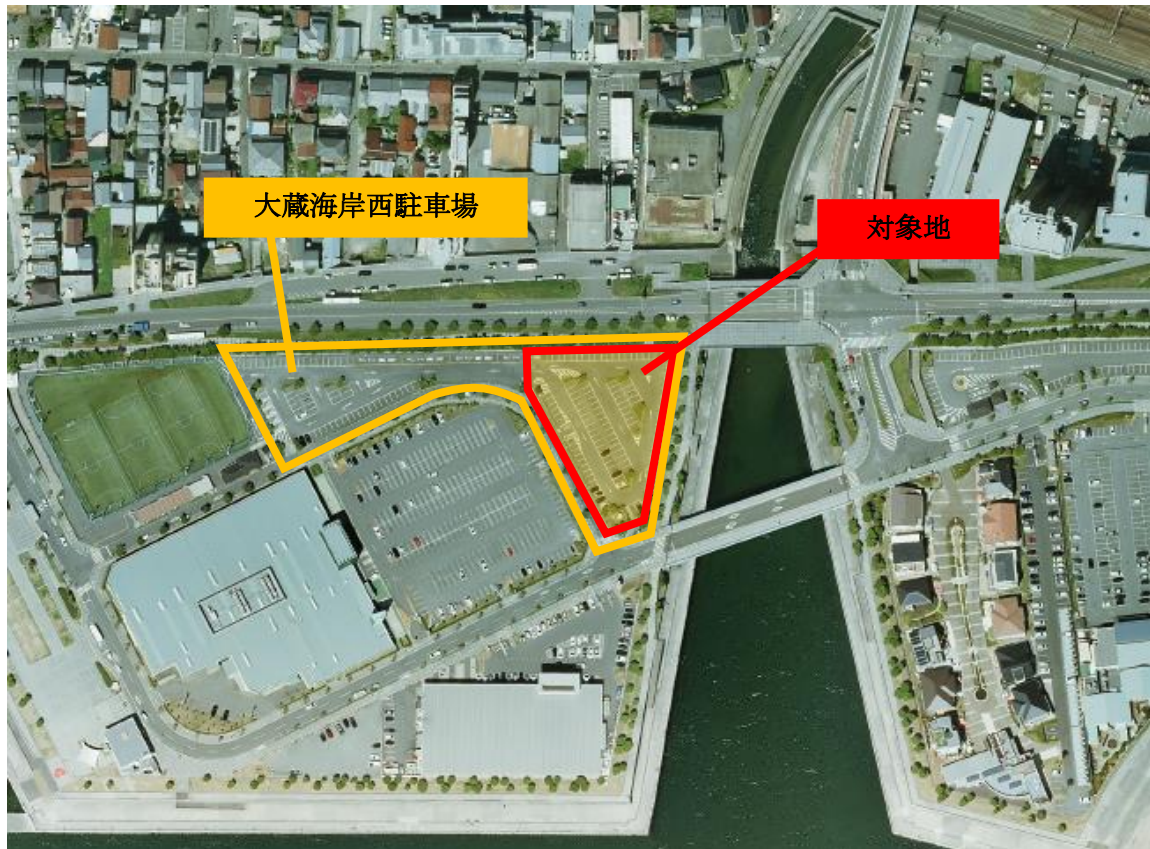
事業者の選定に当たっては、透明性及び公平性を担保するため、学識経験者も含めた評価委員会を設置する予定です。

点数	項目	評価内容
計画点 (60点)	新たな賑わい、全体の活性化	人を集める強い力を有しているか、大蔵海岸全体の活性化、回遊性を高めることができるか
	景観形成	大蔵海岸の恵まれた立地を生かしつつ、周辺環境と調和した計画となっているか
	通年性	年間を通じた賑わいづくり、集客可能な工夫がなされているか
	ユニバーサルデザイン	障害者や高齢者などすべての人が利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮されているか
	安全性	店舗への車両の出入りや周辺歩行者の動線等について、安全性に配慮した計画となっているか
	経営状況・業務実績	経営・財務状況は適正か、類似業務の実績を有しているか
価格点 (40点)	賃貸価格	1㎡あたり月額450円以上、年間総額約1,760万円以上の収入を予定

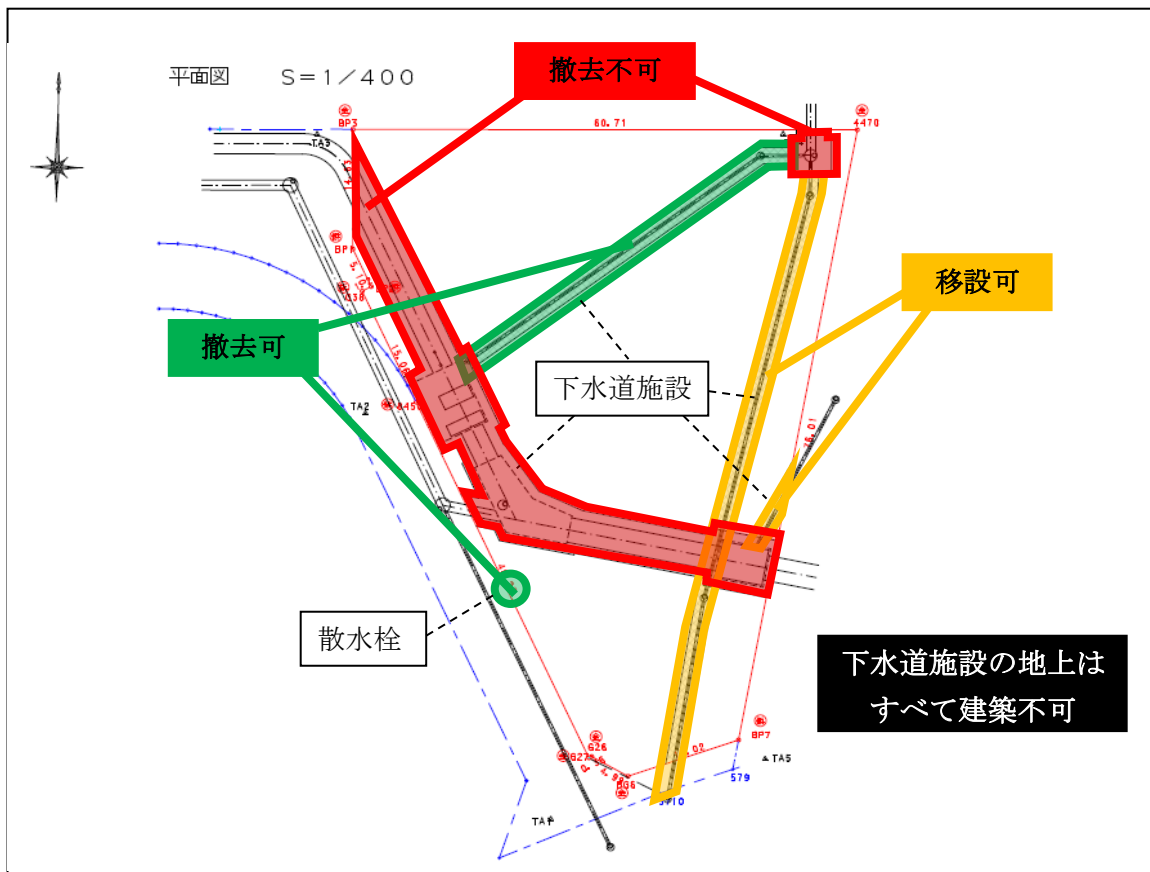
(5)公募スケジュール（案）

期間	内容
令和元年10月上旬	募集要領の公表・配布
12月上旬～中旬	応募受付
12月下旬	一次審査（書類審査）
令和2年1月中旬	二次審査（プレゼンテーション）
1月下旬	優先交渉権者の決定
2月上旬	基本協定の締結
3月末まで	賃貸借契約の締結
4月以降	工事着工
令和2年秋頃（最短で）	新店舗のオープン

図面 1 : 対象地



図面 2 : 建築制限の内容



次期総合計画の策定に向けた取組及び まちづくり市民意識調査の結果について

第5次長期総合計画の計画期間が2020年度に終了することから、次期総合計画策定に向けた、現在の検討状況を報告します。

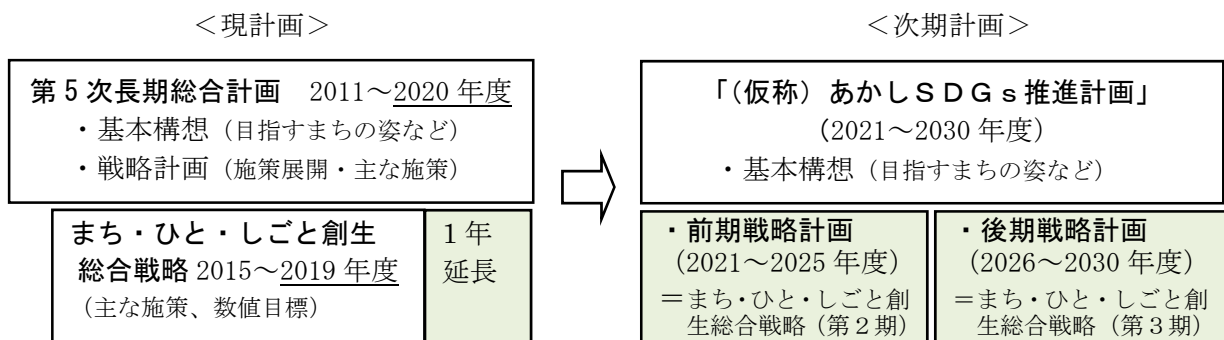
また、次期総合計画の策定に生かすため、市民の満足度やまちづくりに対する考え方、意識・行動について調査する「まちづくり市民意識調査」を実施いたしましたので、調査結果の概要を報告します。

1 次期総合計画の策定

(1) 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の統合

総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の一体的で効率的・効果的な推進を図るため、現在の総合戦略の計画期間（2015～2019年度）を1年延長し、計画終了期間を合わせます。

次期総合計画としては、現在の長期総合計画を「(仮称)あかしSDGs推進計画」に見直し、その戦略計画として、まち・ひと・しごと創生総合戦略を位置付けます。



(2) 構成(案)

① (仮称)あかしSDGs推進計画

- 次期総合計画として、SDGsの理念を反映した、めざすまちの姿やまちづくりの方向性を示した「(仮称)あかしSDGs推進計画」を策定します。

項目(案)	ア めざすまちの姿 ◆「SDGs未来安心都市・明石」 ～いつまでも、すべての人に、やさしいまち～ イ まちづくりの方向性 【ポイント】 ◆SDGsの理念の反映 ・持続可能、誰ひとり取り残さない、パートナーシップで取り組む ◆やさしいまちづくり ・2020年に制定を予定している「やさしいまちづくり」の指針となるインクルーシブ条例の内容を反映
計画期間	10年(2021～2030年度)
議会の議決	議決事項(明石市議会の議決すべき事項等に関する条例第2条第1号)

② (仮称)あかしSDGs推進計画・戦略計画(前期・後期)

- 「(仮称)あかしSDGs推進計画」の方向性を踏まえ、前期・後期に分けて、優先的に

取り組む施策、各分野の主な施策を盛り込んだ戦略計画を策定します。

- ・ 国が策定を求める「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けます。

項目（案）	ア 優先的に取り組む施策 イ 数値目標の設定 【ポイント】 ◆SDGs との対応（17 個の目標との関連） ◆やさしいまちづくりに合致した施策 ◆各分野の主な施策（個別計画との連動） ◆KPI（業績評価指標）
計画期間	前期：5 年（2021～2025 年度）「まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期）」 後期：5 年（2026～2030 年度）「まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 3 期）」
議会の議決	議決を要しない

(3) 市民参画

以下のとおり、幅広い市民の意見を聞きながら、計画の策定を進めます。

- ① 市民意識調査の実施（2019 年 6～7 月）
- ② 審議会への諮問・答申（2020 年 1 月～2021 年 1 月）
 ※次期総合計画を「（仮称）あかしSDGs 推進計画」とすることから、既存の「明石市長期総合計画審議会」を「あかしSDGs 推進審議会」に変更します。
 （「附属機関の設置に関する条例」の改正を 2019 年 12 月議会に提案予定）
- ③ 市民の声を直接聞く取組（2019～2020 年度）
 - ・タウンミーティング（6 月～10 月）や子育てモニター（8 月～）、大学生・高校生（11 月～）、あかしユニバーサルモニター（1 月～）などとの意見交換
 - ・高齢者（高齢者大学、高年クラブなど）、障害者をはじめとする各種当事者団体との意見交換会など
- ④ 誰もがいつでも気軽に意見提出できる取組（2020 年度）
 - ・「（仮称）あかしSDGs 推進計画意見箱」（公共施設への設置、インターネットでの受付）
 - ・パブリックコメント

(4) スケジュール

	次期総合計画の策定	
	議会	市民参画
2019 年度 4 月～6 月		◆市民意識調査（6～7 月） ◆タウンミーティング（6 月～10 月）
7 月～9 月	◎総務常任委員会（9 月） （取組状況・市民意識調査結果）	◆子育てモニター、当事者団体等との意見交換 （8 月～）
10 月～12 月	◎議案提案（12 月） （附属機関の設置条例改正）	
1 月～3 月	◎総務常任委員会（3 月） （取組状況、次年度の取組）	◆あかしSDGs 推進審議会への諮問 （1 月～）
2020 年度 4 月～6 月	◎議会委員会（6 月） ↓	◆あかしSDGs 推進計画意見箱 （4 月～）
7 月～9 月		
10 月～12 月		◆パブリックコメント（11 月） （あかしSDGs 推進計画素案）
1 月～3 月	◎議案提案（3 月） （あかしSDGs 推進計画）	◆あかしSDGs 推進審議会からの答申 （1 月）

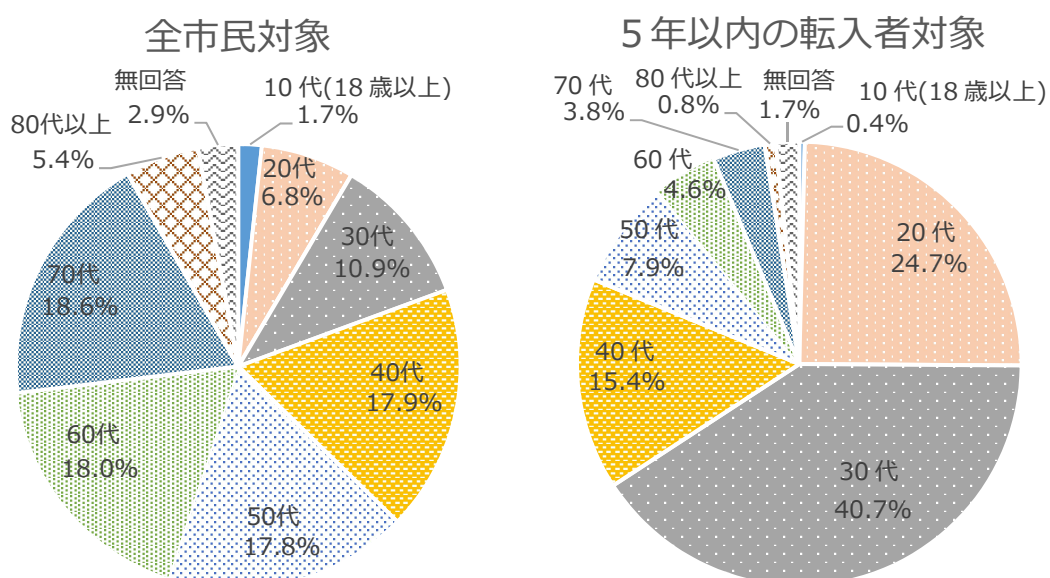
2 まちづくり市民意識調査の結果

(1) 調査概要

(1) 対象	18歳以上の市民5,000人（住民基本台帳からの無作為抽出） ※内2,000人は過去5年以内の転入者を抽出
(2) 方法	郵送調査
(3) 期間	発送・回収：2019年6～7月
(4) 回収結果	回答者数3,265人（回収率65.3%） ①全市民対象（3,000人） 2,097人（回収率：69.9%） ②5年以内の転入者対象（2,000人） 1,168人（回収率58.4%）
(5) 備考	前回の調査：2014年度（2015年2～3月）・回収率52.8%

(2) 主な質問項目の回答状況

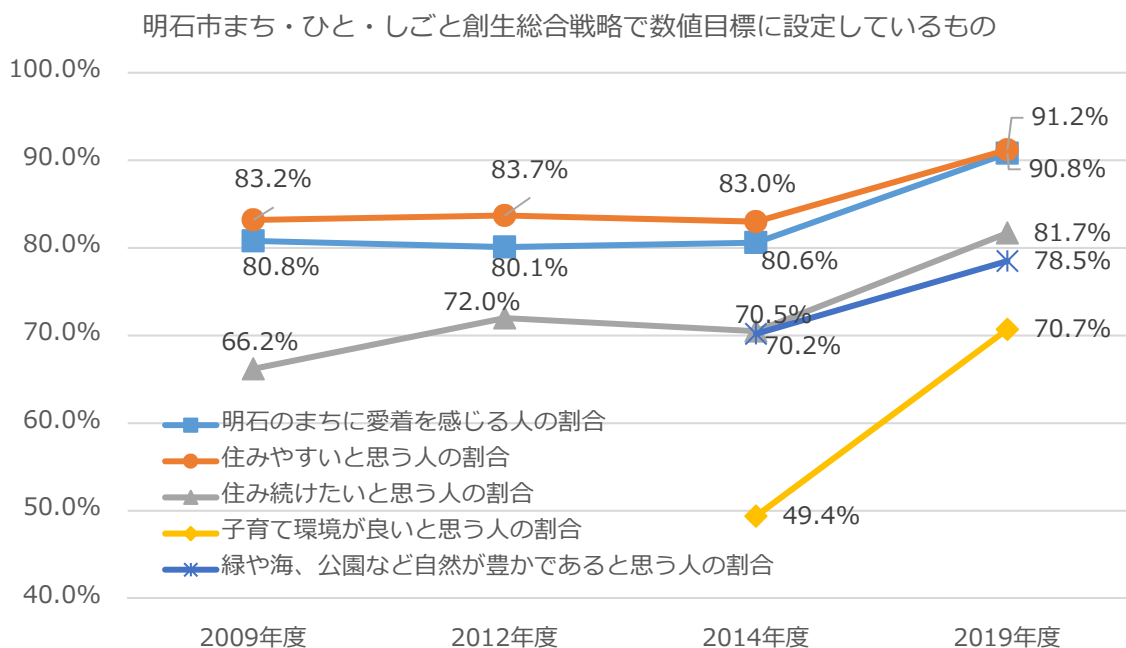
① 年齢構成



年代	全市民対象 (3,000人)		5年以内の転入者対象 (2,000人)		住基上の 年齢構成
10代(18歳以上)	36	1.7%	5	0.4%	2.3%
20代	142	6.8%	288	24.7%	12.2%
30代	228	10.9%	475	40.7%	14.8%
40代	375	17.9%	180	15.4%	18.1%
50代	374	17.8%	92	7.9%	15.2%
60代	377	18.0%	54	4.6%	14.2%
70代	390	18.6%	45	3.8%	14.4%
80代以上	114	5.4%	9	0.8%	8.8%
無回答	61	2.9%	20	1.7%	—
合計	2,097	100%	1,168	100%	100%

② 明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略で数値目標に設定しているもの
(全市民対象 (3,000人) の結果)

- ・数値目標をすべて達成しており、とくに「明石のまちに愛着を感じる人の割合」「住みやすいと思う人の割合」は90%以上となっています。「住みたい、住み続けたい」と思われる「選ばれるまち」の実現に向けた取組の効果が表れているものと考えられます。
- ・子育て環境が良いと思う人の割合が前回よりも20ポイント以上も上昇しており、その他の項目においても、10ポイント程度上昇しています。



項目	2009年度	2012年度	2014年度	2019年度	目標値 (2019)
明石のまちに愛着を感じる人の割合	80.8%	80.1%	80.6%	90.8% ↑	85.0%
住みやすいと思う人の割合	83.2%	83.7%	83.0%	91.2% ↑	88.0%
住み続けたいと思う人の割合	66.2%	72.0%	70.5%	81.7% ↑	75.0%
子育て環境が良いと思う人の割合	—	—	49.4%	70.7% ↑	55.0%
緑や海、公園など自然が豊かであると思う人の割合	—	—	70.2%	78.5% ↑	75.0%

③ 各分野の施策

◆ 良くなった分野

- ・「こどもを核としたまちづくり」の推進により、「子育て環境の充実」が高く評価されているものと考えられます。
- ・総合戦略に掲げる新たなまちの魅力として「本のある文化のまちづくり」の取組が評価されているものと考えられます。
- ・明石駅前の開発などにより、良好な都市環境の整備が高く評価されているものと考えられます。

順位	全市民対象 (3,000人)	5年以内の転入者対象 (2,000人)
1位	子育て環境の充実 (59.9%) [前回1位: 26.8%]	子育て環境の充実 (72.1%)
2位	本のまちの推進 (18.8%) [前回一位: -%]	本のまちの推進 (20.2%)
3位	良好な都市環境の整備 (14.1%) [前回8位: 10.3%]	良好な都市環境の整備 (17.6%)
4位	交通体系の構築 (13.2%) [前回4位: 14.9%]	交通体系の構築 (12.4%)
5位	地域福祉の推進 (12.5%) [前回3位: 16.3%]	観光の振興 (11.6%)

◆ 今後推進すべき分野

- ・全市民対象と5年以内の転入者対象の結果を比較すると2位～4位については、概ね同様の結果となりましたが、1位と5位については年齢構成の割合が反映された結果となっているものと考えられます。

順位	全市民対象 (3,000人)	5年以内の転入者対象 (2,000人)
1位	高齢者支援の充実 (35.8%) [前回1位: 37.0%]	子育て環境の充実 (27.0%)
2位	交通体系の構築 (22.7%) [前回4位: 15.5%]	交通体系の構築 (25.4%)
3位	地域医療の充実 (18.5%) [前回3位: 16.9%]	地域医療の充実 (18.0%)
4位	防災・生活安全対策の推進 (17.0%) [前回6位: 12.8%]	防災・生活安全対策の推進 (17.9%)
5位	就労・勤労者の支援 (16.0%) [前回5位: 15.0%]	学校教育の充実 (17.5%)

④ 転入者の状況 (5年以内の転入者対象 (2,000人) の結果)

- ・転入するきっかけとしては、結婚や就職・転職・転勤などの新たな生活を始める機会において、多くなっています。
- ・住宅環境としては、交通の利便性や日常の買い物が便利であるといった生活上の利便性に加えて、子育て支援施策の充実が評価されているものと考えられます。

順位	転入するきっかけ	転入先を決める際に考慮した住宅環境
1位	結婚のため (23.3%)	電車やバス、道路など交通の利便性が高い (43.0%)
2位	就職・転職・転勤のため (22.9%)	日常の買い物が便利である (27.9%)
3位	家族や親族と同居・近居するため (13.1%)	勤務地や学校に近い (18.6%)
4位	より良い住宅を求めて (9.1%)	親や子供の家に近い (18.4%)
5位	より良い周辺環境を求めて (6.3%)	子育て支援に関する施策が充実している (18.2%)

●SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。



図/SDGs「世界を変えるための17のゴール」

(仮称) 障害者・高齢者・乳幼児等の読書環境の整備に関する条例(読書バリアフリー条例)の検討について

2019年6月21日、国において、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的・計画的に推進し、障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的として、「視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が制定されたことを契機に、SDGsの理念であるインクルーシブ(誰ひとり取り残さない)を反映した読書バリアフリーの実現・拡充を図るため、新たな条例制定に向けた検討を進めます。

1 読書バリアフリー法の概要(別紙参照)

(1) 基本理念

アクセシブルな書籍(点字図書・拡大図書等)の提供、及びアクセシブルな電子書籍等(デージー図書・音声読上げ対応の電子書籍等)の普及が図られることなど

(2) 国・地方公共団体の責務

地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施することなど

(3) 基本的施策

- ① 視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(第9条)
- ② インターネットを利用したサービス提供体制の強化(第10条)
- ③ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(第11条)
- ④ 端末機器等・これに関する情報の入手支援(第14条)
- ⑤ 情報通信技術の習得支援(第15条)
- ⑥ 製作人材・図書館サービスの人材育成等(第17条)

2 条例制定の目的

本市が進める、SDGsの理念を反映した「誰ひとり取り残さない」、「いつまでもすべての人にやさしい」まちづくりへの取り組みを踏まえ、「本のまちづくり」と「やさしいまちづくり」を一体的かつ計画的に推進し、読書バリアフリー法に定める障害者等のもとより、赤ちゃんから高齢者まで、だれもが読書を諦めず、「いつでも、どこでも、だれでも」本に親しみ、読書を楽しむことができる読書環境の整備に向けて、市民等の理解と協力を得ながら、市全体が一体となった継続的な取り組みを進めることを目的とします。

3 条例の内容

読書バリアフリー法に定める基本施策を補足し、障害の有無や年齢・性別にかかわらず、また、図書館へのアクセス困難者等を含め、本を必要としているすべての人を誰ひとり取り残さない、個々の事情に応じた読書支援、読書推進活動への取り組みに向けた包括的な指針とします。

4 検討体制

当事者や支援者の意見を尊重して検討を進めるため、有識者、当事者団体の代表者、障害者支援団体の代表者、図書館運営者等で構成する検討委員会を設置します。

また、市と一体的な検討を進めるため、本、障害者、子ども、高齢者、教育の関係部局が検討委員会に参加します。

5 検討スケジュール

2019年（令和元年）

- ・第1回検討会の開催（12月）…これまでの取り組みの報告と意見交換

2020年（令和2年）

- ・第2回検討会の開催（2月）…骨子案について
- ・第3回検討委員会（6月）…条例素案について
- ・パブリックコメント（7月）
- ・第4回検討委員会（8月）…パブリックコメント結果、最終案について

※2020年（令和2年）9月議会に条例議案の提案を予定しています。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（ダイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- | | |
|--|---|
| <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実 ・円滑な利用のための支援の充実 ・点字図書館における取組の促進 など <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援 ・関係者間の連携強化 など <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援 ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等 ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など | <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進 ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供 ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 など <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条)</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援(15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会・巡回指導の実施の推進 など <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等(16条)</p> <p>⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)</p> |
|--|---|

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日：公布の日

総務常任委員会資料
2019年（令和元年）9月20日
政策局都市開発室

「駅を中心としたまちづくり」について

これまで、西日本旅客鉄道株式会社とは、明石駅・西明石駅へのホームドアの設置など、だれにもやさしいまちづくりへの取り組みを連携して進めており、現在は、西明石駅周辺の再開発の検討などに精力的に取り組んでいるところです。

100年先を見据え、自立した持続可能なまちの実現に向け、「SDGs 未来安心都市・明石」の創造に取り組んでいる本市としては、これら案件は大きなプロジェクトの可能性を有するものであり、しっかりと検討協議していくため、西日本旅客鉄道株式会社を重要なパートナーとして「包括連携協定」を締結し、鉄道沿線のまちづくりについて、地域と鉄道が一体となった取り組みを行ってまいります。

1. 包括連携協定の概要

《別添》：「明石市と西日本旅客鉄道株式会社との鉄道沿線のまちづくりに関する包括連携協定書（案）」

【目的】

本市が目指す自立した持続可能なまちの実現に向けた、「SDGs 未来安心都市・明石」の創造に向け、「いつまでも」「すべての人に」「やさしい」まちづくりを図るため、市と西日本旅客鉄道株式会社が連携し、地域と鉄道が一体となった取り組みを行うことを目的とする。

【連携事項】

- ・ 駅を中心としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現に関する事
- ・ 定住人口、交流人口等の拡大に向けた都市基盤の整備に関する事
- ・ その他、鉄道と連携したまちづくりに関する事

2. 協定締結の相手方

西日本旅客鉄道株式会社

3. 協定の期限

協定期限は定めていません

4. スケジュール（予定）

2019年（令和元年）9月26日締結予定

明石市と西日本旅客鉄道株式会社との鉄道沿線のまちづくりに関する包括連携協定書（案）

明石市（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり鉄道沿線のまちづくりに関する連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が目指す、「SDGs 未来安心都市・明石」の創造に向け、「いつまでも」「すべての人に」「やさしい」まちづくりの一環として、甲と乙が連携し、地域と鉄道が一体となった鉄道沿線のまちづくりを進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）駅を中心としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現に関する事
- （2）定住人口、交流人口等の拡大に向けた都市基盤の整備に関する事
- （3）その他、鉄道と連携したまちづくりに関する事

（個別協議）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる個別の案件を協働して推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、その他必要となる事項について協議のうえ、別途取り決めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、変更するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、協働による取り組みに当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

（その他）

第6条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を保有する。

2019年 月 日

甲 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

明石市長

乙 神戸市中央区東川崎町1目3番2号

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部神戸支社
執行役員 近畿統括本部
神戸支社長

市制施行100周年記念事業の実施状況について

こどもから高齢者まで幅広い世代の市民が地域愛を育む機会を創造するとともに、次の100年のまちづくりにみんなで取り組む契機とするため、「『ふるさと明石』への愛着を深める」「『わがまち明石』の魅力を広める」「『やさしいまち明石』の創造発信」の3つをテーマとして1月より市制施行100周年記念事業を実施しています。7月以降実施された主な事業の実施状況について報告します。

1 実施済事業について

(1) 「カルピス」ブランド100周年×明石市制施行100周年

7/7(日)	同年、7月7日に100周年を迎えるアサヒ飲料(株)「カルピス」ブランドとのコラボ事業として、カルピスウォーターの配布や天文科学館にてカルピスの水玉模様の原点である天の川にスポットをあてたオリジナルプラネタリウム番組の上映などを行いました。また、10日にはアサヒ飲料より天文科学館に100万円の寄付をいただきました。
7/10(水)	



(2) B-1 グランプリ in 明石開催100日前イベント「B-1 夏休みこども料理教室」

8/9(金)	B-1 グランプリ in 明石の開催100日前にあたり、兵庫県から出展する「あかし玉子焼」と「加古川かつめし」の「こども料理教室」を実施し、開催PRを行いました。
--------	---



(3) 出張！なんでも鑑定団 in 明石

8/18 (日)	市制施行 100 周年を記念し、テレビ東京系人気番組「開運！なんでも鑑定団」の公開収録を西部市民会館で実施しました。観覧者数は 450 名 (応募総数 4,664 名) で、放送予定は 10 月 15 日 (火) です。
----------	--



2 今後実施する主な事業について

10/20 (日)	「NHK のど自慢」 公開放送	「NHK のど自慢」の公開放送を実施します。現在、観覧希望者募集を行っています (9 月 25 日 (水) 締め切り)。
11/1 (金)	記念式典	市制記念日である 11 月 1 日に記念式典を開催します。また、午後からはあかし本のまち大使 上田岳弘氏による母校江井島中学校での凱旋講演会を実施します。
11/2 (土)	記念講演会	明石にゆかりのある さかなクンや上田岳弘氏、蓬萊大介氏によるトークショーや記念講演会、川嶋あい氏によるコンサートなどを、あかし市民広場にて順次、繰り広げます。
11/23 (祝) 11/24 (日)	B-1 グランプリ in 明石	全国から 55 のまちおこし団体が明石に集結し、B-1 グランプリ全国大会を開催します。子どもから高齢者、障害のある方もない方も参加することができる「さらにやさしいB-1 グランプリ」を目指し準備を進めています (概要は別紙のとおり)。
11 月	市制施行 100 周年記念本の発行	明石の歴史まんがや各小学校区の紹介、まちの地域資源を盛り込んだ児童向けの記念本 (A5・116 頁) を発行します。配布先/市内全児童に配布、図書館やコミセンなどの公共施設にも配布します。

第 11 回ご当地グルメでまちおこしの祭典！ B-1 グランプリ in 明石 開催概要

1 大会名称

第 11 回ご当地グルメでまちおこしの祭典！ B-1 グランプリ in 明石

2 開催目的

2019 年、明石市は市制施行 100 周年を迎えました。この節目の年を、明石のまちへの関心を高め、愛着を深めてもらう絶好の機会ととらえ、B-1 グランプリの全国大会を記念事業の核として開催します。

「さらにやさしい B-1 グランプリ for SDGs (エス・ディー・ジーズ)」として、こどもから高齢者、障害のある方もない方も、「オール明石」で来場者への心を込めたおもてなしに取り組むことにより、市民みんなと一緒に作るやさしい大会を目指してまいります。

あわせて、時のまち・海のみち・歴史のみち・食のみちといった明石のたからものをはじめ、明石の人や物、やさしいまちづくり等を含めた明石の魅力を全国に向けて発信する契機とし、市民、団体、企業等が協働、連携してみんなが一体となってよりつながりを深め、明石のまちのさらなる発展につなげていきます。

3 開催日時 2019 年 11 月 23 日（土）・24 日（日） 9：30～15：30

4 会 場 兵庫県立明石公園、明石市役所周辺

5 主 催 B-1 グランプリ in 明石実行委員会
ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会（通称：愛 B リーグ）

6 出展予定団体 愛 B リーグ加盟団体（55 団体）

7 想定来場者数 約 40 万人（2 日間）

8 その他

- （1）入場料無料。ただし料理の購入はイベント専用チケットが必要
- （2）明石市の中心市街地等で併催イベントを開催予定

B-1グランプリin明石 海峡エリア(市役所周辺)レイアウト(案)

【B-1グランプリ ブース位置】(合計18ブース)
 ○第7会場(市役所駐車場2階5ブース)
 ○第8会場(中崎小学校グラウンド10ブース)
 ○第9会場(中崎遊園地3ブース)

■ : B-1エリアの表示
■ : 交通規制区域 8:30~16:30

● : やさしいループバス停留場
 (明石駅・市役所・天文科学館・朝霧駅をやさしいループバスが巡回)

● : おもいやりループタクシー乗降場
 (お城エリアおもいやり乗降場と海峡エリアおもいやり乗降場間をループタクシーが巡回)

